

島根県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づき、松江市長ほか20市町村長から申請した島根県後期高齢者医療広域連合の設立については、別紙の規約のとおり平成19年2月1日付で許可されたので、同法第291条の4第3項の規定により告示する。

平成19年2月1日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬

